

第4回 屋久島町廃棄物処理施設整備検討委員会 議事概要

日時:令和元年9月26日(木)午前9時30分～午前11時15分

場所:屋久島町役場議会棟第2委員会室

【概要】

委員長:検討事項について、事務局、説明をお願いします。

事務局:はい。それでは検討事項につきまして御説明させていただきます。皆様事前にお配りしました資料のほうをごらんください。資料の中で、可燃ごみ量及び施設規模の検討についてということで、今回、皆さんに検討していただきます。可燃ごみ量の見込みにつきましては、前に、皆様のほうには一度お配りさせていただきましたが、この施設規模についての参考資料というのの中で、令和6年度、今新しい施設の稼働を目指す年度のごみの排出量、可燃ごみの処理量というのを示させていただきました。これは、町のほうでつくりましたごみ処理基本計画の目標値から持ってきているものであります。町のほうでは、令和6年度の人口の見込みを1万2000人ほどで、可燃ごみ量を2,291トンということで、今、見込んでおります。これは過去何年間かのごみの実績量と人口の推移というものから、算出をしております。この2,291トンを365日で処理した場合に、1日の処理量は6.28トンというふうに算出をされます。災害発生物の推計発生量につきましては、県が南海トラフ地震を想定しまして、どれだけの被害があるという見込みを立てております。それに基づきまして、本町の家屋数ですとか、そういったものを基に、可燃ごみが、災害が発生したときには、2,640トン発生する見込みが考えられるということを示しております。この処理量に対しまして、施設規模を一般的に用いられていますごみ処理施設整備の計画設計概要という中に示されている計算式に当てはめて、今回算出をさせていただきました。それで出てきた数字が、皆様のほうにお配りをしているものになります。資料につきましてちょっと一つずつお話をさせてもらいながら説明させていただきます。この設計要領の中では、施設の規模の算定方法としましては、24時間運転する連続運転方式と、24時間連続運転しない間欠運転方式、バッチ、准連続と言われる方式なんですけど、二つがあり、そのどちらかを選び算定することとしております。それぞれ稼働日数の違いがあります。連続運転につきましては、稼働日数280日というのが基本になるようです。間欠運転につきましては、253日が、稼働の必要となるようです。この、設計、要領によりますと、安定燃焼する場合は、一炉当たりの規模は1.25トン程度が望ましいということが書かれております。少なくとも0.9トン程度とされていまして、連続運転を採用する場合は、一炉当たりの規模としましては、21.6トン以上が、必要になるというふうに書いております。平成22年度から31年度の一炉当たりの稼働実績を、全国の稼働実績を確認しますと、最小値は1日当たり18トンというふうになっております。本町での、令和6年度の可燃ごみの推計量から1日18トンという処理量はちょっと見込めない、ということがありまして、間欠運転方式の場合の施設規模で算出を行うこととしました。今の炭化施設につきましては、稼働当初は14トンの16時間運転ということで進んでおります。その当時よりも、現在は人口減というのがありますので、14トン以

上のそれ以上はそうないのかなというふうに思うところもありまして、今回間欠方式の算出で計算をしております。間欠方式の算出としましては、年間の日平均処理量が 6.28 トン、稼働日数が 253 日、ということから、計算しますと、大体 1 日あたり、9.06 トンが必要じゃないだろうかという算出結果が出まして、これ、小数点以下を切り上げて、1 日 10 トンが通常のごみを処理するために必要なトン数じゃないかということで算出がされました。次のページをごらんください。次は、災害時の算出方法につきましてです。これは、東日本大震災における災害廃棄物処理の事例を参考に、2 年間でですね、災害廃棄物の処理期間とした場合の 1 日当たりの災害廃棄物処理量を算出しました。発生量が 2,640 トン、これを、2 年間ずっと処理するというので、大体 1 日 4 トンぐらいの量が必要じゃないだろうかということがここで算出されました。ただ他の自治体では、災害廃棄物処理の施設規模としまして通常処理される可燃ごみ処理施設の、大体 10% から 15% 程度を見込んでいる事例が、多いという話を伺いまして、先ほど算出した通常量 10 トンに対する余裕率を 10% から 15% した場合に、大体 1 日 2 トンの処理量があれば、災害時に必要な施設規模になるんじゃないかということで算出をしております。1 番最初に算出しました 4 トンとの違いが出てくるものではありませんが、これはやっぱり災害というまだちょっとわからない状況というところもありますし、発生時の状況に応じてですね、運転時間を延長するなどの対応で、この 2 トンという差につきましては対応できるんじゃないかというふうに思っております。また過大に見込むとですね、やはりその建設費用等が上がるということもありまして、他の自治体の例を勘案して、うちのほうでも大体 2 トンということで、見込みを立てたところです。通常時と災害時の 10 トンプラス 2 トンで 12 トン、1 日当たりの処理能力は 12 トンということが、今回、この計算式に基づき算出されたところです。これをですね、今、うちの方の実績としまして、発生し、最大のごみ量に対応できるかということを検証しました。1 日当たりの最大搬入量は、やっぱりお正月明けの日が多いようです。大体 30 トン、31 トン近くですね、搬入がありました。可燃ごみの週間最大搬入量、これもやっぱり年末の大掃除をされていて、すごく多いみたいです。56.49 トン、1 番量が多いときはですね、年末年始に集中しているというところでもあります。この実績から勘案しますと、処理規模を 12 トンで、この二つの処理量について対応できるかということ考えたところです。最大 1 日搬入量の処理は、約 3 日間かかる可能性がある。週間最大搬入量の処理は、大体 5 日間要することが見込まれます。ごみピットへの貯留と、稼働時間延長ということで、ごみ処理が可能ではないだろうかというふうに見込んでおります。現施設のごみピットにつきましては、14 日間の貯留ができる形にしておりますので、今の施設と同様の 14 日間のピットを設けた場合に、大体 168 トンほどのごみの貯留が可能となります。これを、今見込まれている、ごみの量ですとかその週間最大搬入量の約 3 週間分を、貯留することが可能となります。ですので、ここに、ごみピットに溜ながら、運転時間の延長をすることで、どんどん燃やしていければというふうに処理していければというふうに考えております。以上のことから、12 トン、1 日あたり 12 トンの処理量があれば、対応が可能ではないかというふうに考えております。次のページをごらんください。今、12 トンということでお示しさせていただきましたが、この新たな廃棄物処理施設で処理を検討する必要があるものとして私のほうでちょっと

思いついたものをここに上げさせてもらいました。今、旧焼却場のプラスチックごみを平成 30 年度は 113 トン入れております。これは今の施設で、炭化されておりますので、今回、それ以上として計算しました。推計の中には、おおむね量としては入っているところです。炭化物、磁性物につきましては、炭化物は、平成 30 年度に 612 トン発生しております。在庫の量としましては、炭化物が 898 トン、炭化磁性物につきましては 17 トンあります。新しい炭化物につきましては、有価物として島外に搬出してしております。これまで溜めているものにつきましても、現在、島外搬出して処理しておりますので、在庫量が 898 トンっていうのはありますが、新しい施設ができるまでの間に、まだ若干、この量も減ってくるというところではあると思います。平成 30 年度に海岸漂着物としまして、大体 26 トン、農業用廃プラスチックが 25 トン、紙、ビニールプラスチック類を、今分別してこの前見ていただきまして業者さんのほうで RDF 化をしているものですが、これが 91 トンほどあります。これらのものについて、どのように処理をしていくのかというのちょっと検討していただければというふうに思います。一応減量審議会の中で、現行の分別方法を継続していくという方向でしているところです。燃やすものを増やしていくと、やはり灰として処理する物が増えてくるというところもあります。リサイクルのほうにお金をかけるのか、その灰処理にお金をかけるのかという部分のですね、判断になってくるところもあると思います。あとこの資料をつくる時にはちょっとわからなかったんですが、現在、有価物として引き取りをしてもらっているものについても、今後、有価物としての引き取りが難しいという状況もありました。その部分につきまして、事務局のほうからお話をさせていただきます。

事務局：皆様お疲れさまです。私のほうから資料のほうは無いんですけれども、先日、有価物のほうの見積もりをとりました。現在屋久島町は、前期と後期という形で、2 回に分けて有価物になるものを業者さんの選定を行っております。後期で 10 月から搬出する分に関して見積もりの方法をとったんですけれども、現在、13 品目を有価物として、取ってもらっております。しかし中国、また、韓国の影響で、価格が下がっております。業者に確認したところ、今後、価格が上昇することは、見込めないだろうということで、回答をもらっております。本土のほうは有価物として買い取り額と、離島、同じ金額ではございません。どうしても離島になりますと、屋久島から鹿児島までの、運送料が発生しますので、それを差し引いた形で、つけていただくこととなります。先日見積書をいただいたんですけれども、段ボールが、有価物として売却することができなくなりました。そのほかにも価格がつかなくなったものとして、雑誌ですね。現在雑誌として皆さんに、リサイクルとか分別していただいているものが、こちら、マイナスという形となっております。そのほか、鉄類プレスしたものは、買い取りはできますが、プレスできないものに関しては、買い取りはできませんよということで回答を得ています。あと紙パック、衣類、家電、おもちゃ、かさ、プレス品、PPバンド、可燃残渣、そういうのも全て、買い取りができませんよということで、回答をもらっておりますので、10 月以降どう対応するのか課内で検討中があります。日々、状況というのが悪くなっているのが今現状なんですけれども、そこも含めて、今後検討していかないといけなくなると思います。現在マイナスという形になっておりますが、1 トンごみ処理する量の金額という形で、以前、出させていただいているの

で、そこが、分岐点というか、マイナスになるのか、プラスになるのかという形になってくると思われます。私からの説明は以上となります。

事務局:ちょっと補足になるかもしれませんが、今説明された状況が今の状況であります。やはり世界の経済情勢とか、そういったものすごく動くところもあります。見通しは暗いところもあるんですが、必ずそういうふうになるということもなかなか難しいかなというふうに思っております。また、今のように有価物として、引き取ってもらえる可能性もなきにしもあらずのところもあるかもしれません。ただ現状っていうのは知っていただいて、それも一つの皆さんの検討材料として提供できればと思ひまして、お話しさせていただきました。皆様の御意見、御検討をお願いします。

委員長:はい。お聞きの通りです。これまでの説明の中で、御意見ある方いらっしゃいますか。

委員:段ボール、雑誌新聞等、辞退またお金を払って引き取ってもらう。最大の理由っていうのを聞かれました。なんでって。今までいくらかで購入してもらったんですけども、今回は、こちら辞退されたり、こちらからお金を払って引き取ってもらう。その最大の理由っていうのは何でしょうか。

事務局:お金がつかなかった理由というのは、今まで、国内にあった紙というのは中国、韓国のほうに、資源として、買っていたいたんですけれども、中国に関しては、廃棄物を固形廃棄物を国外から受け入れませんよということになっております。国内の、もっとほかの量は、中国に流れてましたけれどもそれが国内にとどまるということは、国内で全て処理しないといけなくなります。国内で処理するには、まだ、あふれている状況にありますので、そうなりますと、業者さん、加工業者さんは、紙は要らないよ。という形になりますので、どうしても買い取った業者さんも、在庫を抱える形になりますので、辞退とか、お金をかけて処理するという形になります。よろしいですか。

委員:はい、よくわかりました。ありがとうございます。

委員長:はい。ほかには。

事務局:すいません。また補足になりますが、やはり屋久島は離島というところもありまして、輸送費というのにかかる場所があるようです。ですので本土のほうでは、もしかしたらまだ有価物として引き取ってもらえるようなものも輸送費の関係で、こちらからはやっぱりお金を払わないと、処理してもらえないという、ものもあるようです。補足として御説明させていただきました。

委員長:ごみ処理の基本方針の中には、1 市町村で出たごみを市町村内で処理をするっていうのはあるんですね。できないものは鉄類とか瓶類とかそういうのはできないものはいいんですが、そこら辺のところ、段ボールまでだめ新聞紙までだめということになると、大変ですね。

事務局:やはり今後の考え方として減量審議会の中でもちょっと話が出たんですが、やはりコスト計算ということをしながらのリサイクルにするのか、その処理をしていくのかということも、減量審議会の中でお話が出ました。段ボールとか紙ですとか、処理料払ってもリサイクルという形で、処理されていくところはあります。お金をリサイクルにかけるのか、燃やして灰処理のほうにかけるのかというような、判断も一つ出てくるのかなというふうに思うところではあります。

委員長:段ボールは屋久島でつくってるわけではない。荷物を送ってくるというふうに、中に全て送ってきて残渣が残るだけなのでそこら辺を何とか考えてもらいたい。ほかにありませんかね。

事務局:この処理量につきまして、皆様の御意見をいろいろといただきたいと思っております。

委員長:処理量ね。

委員:今の有価物の件なんですけど、それと絡めて処理量、規模的に 12 トンですかね。結局、仮に今、有価物としているものを仮に、段ボール、そういうものを、もう燃やすということになったときに、12 トンで大丈夫なんですか。仮にですよ。そういうものは出て、もう引き取ってもらえない。莫大な経費がかかるのであれば、もう、燃やすしかないという、判断に立った時に、この 12 トンという処理能力でいいのか。ということですね。そこら辺、検討したんですか。今さっき言ったけど、段ボールが半年で 227 トンもあるわけですよ。そういうことを考えたときに、はるかに処理能力を超える可能性がある。この辺どうですか。

委員長:はい。

事務局:はい。この資料をつくった段階では有価物という想定の中で資料つくらせてもらっておりましたので、段ボールの搬入量は考えてはいませんでした。今プロジェクターに映してはいるんですが、段ボールが年間 485 トン出ております。30 年度の実績としまして、クリーンサポートセンターのほうに 485 トン入っております。これを、1 日、処理するとしたら大体 1. 何トンですね、2 トンいかないぐらいの量になってきております。先ほど計算をしました通常処理量につきましては、算出した結果は 9.06 トンのところをですね、10 トンという形で処理しておりますので、1 トンぐらいは今処理しているものから余裕を持たしている形ではあります。ただその 1 トンというのはもっと余裕を持たしていいという御意見が出ればまた、ここはちょっと増やしたほうがいいのかもかもしれませんし、今 10 トンある中で、ちょっと私が思ったのは間欠式の施設ですので処理時間をちょっと延長すれば、もう少し処理量が増えていくんじゃないかということも考えておりましたので、12 トンという形の中でも、あと 2 トンが災害ごみの部分でまた余裕を見ているところでもありますので、災害が発生しないという想定の中では処理可能なようではないだろうかというふうには、段ボールがもし仮に段ボール全量燃やせという形になっても 12 トンの中で処理可能なんじゃないだろうかというふうに個人的には思うところではありました。ですが皆さんの御意見をまたいただければと思います。

委員長:段ボールだけではなく、新聞紙もなんでしょう。

事務局:新聞紙は、有価物になってます。新聞紙は皆有価物になっていて、雑誌類ですね、雑誌、新聞と雑誌に分けるんですけど、雑誌、古紙という形になるんですけど、そういうノートとか、雑誌類とかチラシとかですね、そういうものは、お金がつかなくなりました。

委員:この基本発生量の 2,300 トン、これは、将来の、現在搬入されてる部分と、人口減少、そこら見込んでの数字なわけですよ。それには、今言った有価物、それから、ビニール、紙類、持ち出してる部分っていうのも当然含まれた数字なわけですよ。

事務局:この 2,300 トンにつきましては、今、処理施設のほうで、可燃ごみとして処理しているものの量を、人口 1 人当たりで割りまして、それに推計人口をかけて算出した形になっておりますので、今分別して、可燃ごみとして出ないものにつきましては、この可燃ごみ

の推計量の中に入っていない。ですので今、有価物ではなくなったものをもし仮に燃やすとすれば、その量を新たにプラスをしないといけないところになります。

委員:いいですか。基本、一番基礎となる数字の部分をしっかり議論しないと、今言った持ち出している部分が入っていないとなると、島外で受け入れませんよ。島内で自分たちで処理してくださいと言われた場合も想定しなきゃいけないわけです。1番の基本となる発生量っていうのどう見るのかっていう、そこら、決めていかないことには、前に進まないのかなって思います。

委員長:算出方法がね。

事務局:はい、今のその段ボールなどにつきまして本当にもうつい昨日でわかった話だったものですから、今回の資料の中には全く反映できないところではあったんですが、段ボール、雑誌類というものが増え、あと、もし仮に全部燃やしたということになると、1日あたり1トンから2トンふえるんじゃないだろうか、もし燃やすとすればですね。必要な量がふえる。処理量としては1、2トン増やす必要が出てくるのかなと。ただそれが、今、先ほどもお話をしましたように災害ごみで設定してる部分で、賄うという考え方でいくのか、やはりその、処理量自体、通常の処理量自体をふやしてプラス災害ごみという考え方をまたつけ加えていくのかということちょっと、若干変わるところがあります。先ほどもお話をさせてもらいましたが、お金をかけてですね、リサイクルにもお金をかけていけばですね、また引き取ってもらっている、引き取ってもらえる状況ではあると思います。またそのお金をですね、リサイクルにかけるのか、灰処理の形で、処理にお金かけていくのかっていうのは、コストの部分の考えになっていくのかなというふうになんかちょっと思っております。

委員長:表の中に農業用廃プラスチックっていうのがある。これは農協が集めているものじゃないですか、こっちに持ち込まれているのか。

委員:町が集めている。

委員:宮崎へ。

事務局:この農業用廃プラにつきましては、今の施設に入っていないです。これ島外のほうに搬出してあります。産廃ですので、町のほうでは受け入れはしていません。

委員長:これは従来どおり持ち出せると。

事務局:そうですね。はい。

委員:炉を長持ちさせるっていう観点からいけば、現状の持ち出せるものを持ち出して、できるだけここで燃やす量減らして、炉を長もちさせるということが1番、1番というか、いいのかな、どちらかというといいのかなっていう思いがあるわけですけど、ただ相手がずっと受け入れるかどうかの保証も現状でないわけですね。そうしたときに、ここで全部処理する考え方を持っていかなきゃいけないのか。これは難しいとこで、一概に言えないんですけど。事務局へちょっと聞きたいんですけど。今のところ、1日の処理量から考えて間欠方式が望ましいんじゃないかなと決定でも何でもですね、たたき台としてこうできるわけですけど。24時間運転した時の、立ち上がりの経費、例えば5日くらい連続運転して、2日しっかり休ませる。そういうふうな方式を仮にしたときに、もう絶対量は、1日の処理量が少ないからどうしてもそっちのほうは考えにくいっていう、そういう部分どうですか。

事務局:まずですね掛かる経費が、いわゆるごみの燃焼に係る重油とか、そんな経費と、あともう

一つ人件費も考えなきゃいけないんですけども、どうしても、連続運転になれば、夜中に人が、必要になります。で、夜中に人が必要ということは3交代にするとかあるんですけども、そうなればどうしても人件費がぐっと増えて、必要な人数も確保しないといけなくなりますし、そのかわり、3日ぐらい休む時間ができたりするんですけども、今、屋久島町さんの考えでは、間欠運転方式で、行こうかなと考えておりましたけども、実際、炉の構造がすごく良くなってまして、いわゆる、冷めにくくなっております。耐火レンガで覆っていますので、炉の燃える部分が冷めにくい構造になっていますので、昨日、火をつけて燃やしたと、今朝見てみたらまだあったかいというか、少し燃料補給すれば、もうすぐ燃えるような状況になっていますので、間欠式でですね、行こうかなという意見も十分考えられると思っております。

委員:よろしいですか。24時間と間欠の例えば4日か5日燃やして2日か3日休ませる。それと、間欠で、16時間操業して、単純に8時間は止まるという両方比較したときの炉の傷み具合というのは、どんなものでしょう。

事務局:正直、炉そのものはあつたまれば、炉は、暖めれば膨張しますし、冷めれば縮まるので、余り、そう、頻繁に火をつけたり消したりするのは、傷む原因に昔はなつたんですけども、今、耐火レンガというか、すごくよくなっていますし、あと、先ほど言いましたとおり、なかなか冷めにくくなっている状況で、ほんと室温というかほかの大気の状態と同じぐらいまで下がれば、傷みが早くなるんですけども、それほど冷めなければ、こんな間欠式でも十分いけるんじゃないかなと考えているところです。

委員:はい。今の質問にちょっと関連するんですけど、以前オブザーバでこられた先生も、間欠よりも連続のほうが、施設としては、長もちするんじゃないかと。事務局としては、連続運転の炉が稼働実績で、最小値が1日18トンになったということで、この間欠を持ってきたかと思うんですが、例えば今、こういう施設には人件費も、今言われる通りかかりますよね。ただ、ある程度大きな規模で、3日なり連続して、そしてあとの2日3日は、別な、例えばリサイクルのほうにシフトするということになれば、人件費的にも抑えられるという資料を以前私いただいたことがあつたんですよ。ですから、災害とか、これから有価物がこの島で処理できないとなつたら、ある程度の規模にゆとりを持たせとってやるのも一つの手なのか。それによって、連続で幾らこの施設が持つ、間欠の場合にはどうだ。イニシャルコストがどうなるかっていうのも考えて、総合的に判断をする必要があるかと思うんですね。ですから、今の事務局が出したのは、あくまでも私間欠っていうのは、最小値が18トンというのがあるから、それでは余り大き過ぎるんじゃないかというのがあつてのことだと思うんですね。だからそこまで考えてやれば、あながち18トンが一つそこまで大きいのかなという気もちょっとしてます。

事務局:確かにおっしゃるとおりですね、総合的に考えないといけない問題ではあると思います。当然、連続ですれば、その炉の立ち上げ立ち下げが少なくなりますし、あと、今おっしゃったように、人員は3日4日、炉の方に集中して、あとはリサイクルプラザのほうに、仕事をさせるという方法もあると思いますけれども、どうしても炉にかかわる人はすごく専門的な方がいるものですから、リサイクルのほうは、毎日、持ち込まれて、毎日分別して出すという部分もありますので、なかなか炉の専門の方は、当然できると思っておりますけど

も、ほかの方が炉の方に来るっていう、何かちょっと考えにくいから、もちろん専門の炉の方は炉の専門の方で、どこの事業所も専門の方でやっていると私が今まで見た施設はやってるものですから、専門で任せるほうがいいのかと私個人的には思います。

委員長:どうぞ。

委員:その計画施設規模の算出結果で 12 トンってなってます。これは段ボールとか古紙を入れてない形の計算だと思うんですけど、そういう段ボール古紙あと、世界的な情勢からしたらビニールとか、あと、プラスチックってペットボトルとかも、なんかすごく余ってるというのは、ニュースで見ると、この 12 トンから、1 トン 2 トン、プラスしていくと、施設を建設するお金、お金のなところがすごく変わっていくのか。そんなに変わらないんだったらちょっと余裕のある、施設になってたほうが先々、西之表を見学させていただいたときに、今がいっぱいいっぱいで、これから先、ビニールとかがもう排出搬出できなくなったら、受け入れる体制が整ってないって言われてたのとあと、災害時も、災害ごみを西之表のところでも燃やせるキャパがないという感じの事をお聞きしたので、そういうふうにならないように今からごみが減っていけばいいんですけど。ちょっと余裕のある施設になったほうが、金銭的にそんなに、とても高額にならないのだったらちょっと大きな余裕のある施設になったほうがいいんじゃないかなと思いました。

委員長:はい。私もちょっとその辺を考えて、炉自体の建設費、1 トン当たりどのくらい違う。

事務局:炉のお金というのはメーカーにおいても全然違うんですけども、大体、まず、広さ、焼却施設、広さが必要ですし、あと炉の大きさがメーカーさんによって若干違うものですから、それで違いますけど、やっぱり、トン数が増えたほうが、1 トン当たりの能力に対する経費というのは下がってきます。でかいのは、高くなるんですけども、トン当たりで計算というか、能力トン当たりですれば、例えば 30 トンで、90 億かかるとすれば、10 トンでは、90 億の 3 分の 1 ぐらいの 30 億かかっていけば、そうじゃなくて、40 億ぐらいになったり能力によって、若干、小さくなるほど割高になる傾向があります。ただこの場合、処理能力をどの位にして余裕をどれだけ持たすかっていうのはやっぱり、屋久島町さんが、計画を将来立てていますけれども、その計画で、若干余裕を持たして、災害ごみも考えて計算されていますけれども、それをもとにされて、実際段ボールとか私も初めて聞いたんですけども、ちょっと離島においては有価物じゃなくなってきたというのがありますけど、これも、正直、世界情勢というか、特に中国の情勢がどうなるかでまた、変わってくると思いますけど、なるべく私も昔行政にいたんですけども、行政にいた立場としては、リサイクルできるものはできるだけリサイクルして、有効に利用していただいたほうがいいのかなという気持ちでおります。

委員長:屋久島の場合は、丸くて海岸ばかりあるんで、今世界中で問題になって漂着ごみ、漂着ごみは恐らく屋久島はかなり多いほうだと思うんですね。そうすると、4 月の海岸清掃の日には、みんなで奉仕作業をする。歩くんですけど。それはむちゃくちゃな数字ですよ。あれが全部その日に全部運ばれてきたとすると。その処理は、何日かかるかってことになるよね。なりますよ。プラスチック類からロープから何から。そこら辺もやっぱり考慮したいろんな大きさをつくっておかないといけないのかなと思うんです。

事務局:種子島の施設のお話がありましたので、種子島の施設はですね、能力的には 22 トンの

24時間、建設費としましては 17 億 6,400 万かかっているということをお話をいただきました。余力が少ないとのことでした。もともとのその炉を大きくしとかなないと、それできなかったところがあると思います。それで私個人で思っていたのはですねやっぱり間欠式にすることで、時間に余裕を持たすことで、急な変動に対応できる余裕があるんじゃないかなというふうにちょっと思っていたところでありました。24時間についてのいろんな経費的には人件費の部分の話もちょっと、あたりもしましたので、そういったのも考えて、あと資料の、最初のほうにあったんですが、一炉当たりの規模としては少なくとも 0.9 トン、資料での式は 0.9 トン程度だと高温安定燃焼するというのが要領のほうに書いてあったものですから、そういうのも勘案して、計算式に入れたときに今の処理量が算出されたところでした。ただ皆様からお話がありましたように、多少やっぱりこう余裕を持たせたほうがいいんじゃないかというお話があれば、この委員会の方としましては、例えば日量 14 トンという方向を出すなら出しておいて、来年度以降その施設の基本設計をするときに、またこの中身については精査をしていくところもあると思いますので、そこで、もう一度その基本設計の中で、炉の大きさについては、決定をしていくということもあるとは思いますが、委員会の方針はやはり余裕を見て、おおむね 14 トンという形で報告を出すというのもありかなと思います、いかがでしょうか皆さんの御意見をお願いします。

委員長：御意見を聞かせください。

委員：はい。有価物ということでかなり燃やさなければいけない量が増えてるんじゃないかということで、自分は以前から、12、3 トンで間に合うという計算をしておったんですがそれは、平成 28 年度可燃ごみの量が 2,560 トン、これから計算をしてそういう発言をしております。これで、可燃ごみ量が、令和 6 年度で 2,291 トン出され、ところが現実には、粗大ごみとして今入ってきているものの中、プラスチックがあったり、木くずがあったり、そういったものが現実には燃やす方向へ行こうかと思えます。ですが、12 トンということで、非常に心配かという、私自身はそれほど心配しておりません。というのは、稼働時間を、自分は 12 時間で設定をしてみました。当初は、通常会社とかで働き方が 8 時間あるいは 16 時間、24 時間そういう考え方しかできないのかなと思ってたもんですから、8 時間で何とかいけないかと思ってたんですが、8 時間ですると、なかなかぎりぎりかな、というようなことですね、12 時間運転をするというような形をとって、そうすると働く側については、変則的な、時間になりますけれどもその交代をして出勤をしてやっていただくことで可能ではないのかなと思います。そして、時間については、少し、12 時間で設定しておりますので、これを 16 時間に設定するなりしていくと、非常にトン規模でペイするんじゃないかなというふうには自分は考えてみております。当然そうなっていくと当然燃やすかどうかということについては、ころころ変えるわけにはいかない。そうしますと、どこかで、これ、搬出量、料金が、これを超えたらかえるとか、そういうことを決める必要はあるのかなと思ったり、どうするのが一番良いのか。ちょっと考え方が自分でも、考え方がまとまってないところではあるんですが、規模については、それぐらいで多分 12 トンでいっても、2,291 トンを予定すると、多分 200 日かからずに、この量は処理ができていく、月 26 日、稼働で多分間に合うんじゃないかなと思います。そして、これが量が当然ふえるということになりますので、時間を延ばすか、稼働日数をいくらか増やすなりすると、種子島

みたいな窮屈な事態にはならないだろう。事務局から説明があったように種子島 24 時間で 22トン、24 時間で設定しておりますからそれ以上増やせないというのが現実だと思います。そういうことで、それほど窮屈な規模ではないのではなかろうかというふうに自分は考えます。

委員長: 12トン炉で窮屈ではない。

委員: 災害ごみとか含めても、余裕があるのではないだろうかというふうに考え、ただ、もう少し増やす予定は十分あろうかと思います。

委員長: 毎週止めるんだよね。

事務局: はい、稼働の仕方についてはそれぞれ、いろいろ形はあると思いますが、今、私はこの計算する中ではお書物に載ってる形で計算をさせてもらってその中では、土曜日曜、年末年始を休むという形で、計算をして、稼働日数が 253 日という計算で、今回の量は出しております。

委員長: この前の、どこだった。立ち上げに 90 リットルの重油だよね。というのは、その 4 日とか、炉を止めてる時間が長ければ長いほど炉が冷えるので。まだ余計立ち上げる灯油がいるのかなと思ったりします。

委員長: 10 分ぐらい休憩というような話でしたので、10 分休憩します。

委員長: お揃いになりましたので、再開をしたいと思います。まず、担当のほう、説明をしますの

事務局: はい。今、皆様には、ごみの処理量につきまして、御検討してもらっております。本日このごみの処理につきまして、おおむね委員会の方針が出せればというふうに思っております。といいますのが、今、国のほうに出します循環型社会形成推進地域計画というのを出す準備を進めております。これは来年度、町のほうで測量ですとか、施設の基本設計等を行う際に、国からの交付金をもらうために必要な計画で、今県のほうに確認をしますと、11 月の初旬ぐらいまでには出していただければという話をいただいております。この計画の中には、ごみの排出量について、ごみの現状ですとか推計の目標値、またごみの処理施設の整備についてのお話を書く部分があります。これまで皆様にお話をしてもらいましたごみの処理方式、焼却方式という話ですとか、場所についてはちょっとまだきちんと決まってないところではあるんですが、こちらのほうから御説明させていただきました、今の施設の場所を中心に検討させてほしいという部分ですとか、そういった部分載せる必要があります。それと併せてですね、この処理能力についてもですね、載せる必要があります。ただこの計画につきましては、随時見直しをすることは可能です。ですので、方針として、処理能力等を出して、今後また皆様の話し合いの結果、これから、最終的に、町長に向けての報告書をつくる中で、いろいろ変更点等ができたときには、この国に出した計画のほうにも、修正をかけていきたいというふうに思っております。ですので、この計画、出すために必要な一つの、決定事項といいますかその委員会の方針としまして、本日は、処理能力の大まかな規模というものを皆さん、検討していければと思いますので、今日はよろしく願います。以上です。

委員: はい。

委員長:はい、どうぞ。

委員:今事務局のほうですね、いろんなデータを出していただいて、処理能力の数字も今出てますけども、この炭化物のですね、在庫これ以前燃やせばねっていう話が出てましたけど、これ、持ち出しがトン当たり 3 万ぐらいかかっているっていう、状況ですので、ここが 898 トンずっと 3 万かけてずっと出すのか。それと今度新しい炉で、ちゃんとこれが燃やせる炉であればですねそこを確認をしていただきたいのと、もし燃やせるのであれば、もうこのまま保管場所があればキープしていい、それで、燃やす。それをプラス、これ、この量に関しては数字には出てないと思うんですよね。それに関してこの有価物の段ボール関係とか、有価物にならなくなるやつと量とかですね、そういったのを全部数字を出して、さらにやっぱり、ちょっと余裕を持った状態の炉で行った方がいいのかなと私は思っていますので、これは炭化物が燃やせるのであればどの程度の日数がかかるのかですね、そこはちょっと計算すれば出てくると思っていますので、絶対的に余裕のある炉をやっぱり入れた方がいいのかなと私は思います。だから、その確認後、コストの問題とか、あるでしょうから、例えば、13トン、14トンになると、どのぐらいの、お金がかかるのかその数字は 12 トンならどのぐらいかかるのか。そういったおおよその数字を早めに出していただいた方がいいのかなと思います。以上です。

委員長:はい。

事務局:はい、ありがとうございます。今のこの炭化物につきましては、当面新しい施設ができるまでの間は、島外の処理というのも検討していかないことにはスペース的な問題もあり、やっぱり減らしていくということは必要だと思います。これを燃やすということも今まで委員の皆様からいろいろお話を伺っておりますので、燃やすとした場合に、この炭化物もごみの中に入れる、先ほどお話もありました有価物となっていた段ボールや雑誌類も燃やすという方向になるとですね、またそれに合わせた発熱量ですとか、そういったものを、今後、基本設計をする中で、盛り込んでいく必要があると思っております。ですので、入れるという方針が、全量を入れるという話ではないんでしょうが、状況によっても、変わるところあると思うんですが、やっぱり入れる前提ということですね、話が、今回あればですね、それも含めて今後、施設の基本設計をするときに設計の中には入れ込むことも考えなきゃいけないのかなと思っております。入れること、また、皆さんの意見であれば、その量もちょっと含めて、今話のありましたように、1、2トンぐらい余裕を見たような、数字を、この委員会のほうでは、進めるということも、考えられると思います。あと、価格については今の段階でいろいろメーカーとかに聞き取りはなかなかできないというところがありますので、そこについては近隣の施設の建設費を基に勘案するしかないかなというふうに思っていますので、また、ちょっとそこについては、示せるものができれば示したいと思います。

委員長:はい。

委員:今の、炭化物なんですけど、今有価物で出してますよね。トンあたり 1 円っていうのは、結局、輸送コストも含めて全部取られた残りが 1 円ということですよ。こないだの議会で、月に 40 トンほど出る業務契約なんで何とか 40 トンを消化してしてくれないかというお願いをしてるわけです。ということであれば、40 トン出て 40 トン取るということなんで、

なかなか減っていかない状況が出てくるっていうことですよ。単に数字でいくと。

事務局:炭化物を有価物として引き取っていただくものにつきましては、今処理をして発生しているものについては有価物として、引き取ってもらっております。残っているものについては、こちらからお金を払って処理をしてもらっております。残ってるものについての対応というのを、今後、新しい施設で燃やしていくとか、そういったのを、また考えていく必要があるかなと思っております。ちょっと先ほど私も言えばよかったんですがその炭化物が新しい焼却施設に入るからということで、処理能力を特に上げてはいませんでした。というのは、いろいろ話がありますので、処理時間を必要に応じて延長したりですとか、そういったもので対応できるかなというふうな思いがあったものですから、あえて炭化物を燃やすということの量は入れておりませんでした。ただ、施設をつくるときに耐火レンガの能力ですとか、そういったものの中にはちょっと炭化物を燃やすという前提を入れなきゃいけないのかなというのは、今お話を伺って、そう思ったところではありました。

委員長:はい、ほかに。はい、どうぞ。

委員:人件費のことでお伺いします。間欠運転と24時間運転の人員ですね同じっていうことでしょうか。それともう1件がですね、ものすごく気になってしょうがないんですけども、最終処分施設、これは全然触れられてないので、何か一言おっしゃっていただければと思います。

委員長:はい。

事務局:はい。まず、人員の話につきまして、御説明させていただきます。24時間運転につきましては、作業が3交代となります。大体ほかの施設の事例を見ますと、1班4名の構成で動かして、3交代ですので12人かかると。概算ではあるんですが1人500万の人件費としたときには6,000万ぐらいかかるんじゃないかというふうなところがあります。准連続間欠方式の場合はおおむね16時間ということで作業が2交代というふうになります。ですので作業員として8名というところ、標準的なほかの施設を見ると大体8名で動かせるところが多いようです。これが4,000万程度の人件費というのが、一つ目安として考えられるかなというふうに思います。バッチは8時間ですので、交代がなく、作業員4名という形になると思います。一概にその人件費だけで比較ということではないとは思っております。やはり施設をうまく回すために人員は当然必要ではあると思っておりますし、そういう意味では、処理量と時間というものを考えながら検討していく必要があるかなというふうに思っております。最終処分場につきましては、今の処分場につきまして、今の施設が炭化物を熔融したものを入れますという、県に申請をしている形になっております。それを、県の方とも話をしまして、新しい施設が焼却ということになっておりますので、その焼却灰ですとか、焼却飛灰というものを、入れるためにはどういう手続をすればいいですかっていうことで今、お話をさせてもらっているところです。焼却灰、焼却飛灰については、島外へ出して、コンクリートの原料にするという方法もありますので、そういったものも、お金はかかるところではあるんですが、検討をしながら、うまくその灰の処理について、取り組みができればなというふうに考えております。以上です。

委員:ありがとうございます。

委員:はい。

委員長:はいどうぞ。

委員:その焼却灰や焼却飛灰を島外に出すことになったら最終処分場は要らないということになるんですか。

事務局:はい、やはりそこは費用の関係が出てくると思いますので、多分、全部出す、というよりは幾らかやっぱりその島内でも入れられる、島外へ出せるものは出してとすることで、最終処分場の容量と調整していくというのが1番いいのかなというふうに思っています。最終処分場をつくらるとなると、それなりにお金もかかりますし最終処分場埋まった後のですね、管理っていうのもお金がかかったりもしますし、この前視察で皆さん見ていただいたように種子島は塩を作ったりですとか、そういった処理とかも関わってきますので、複合的に考えると、私個人としましてはいくらかは、処分場のほうにも入れるものもある。ただ出すものもあるということで、量を調整するのが1番いいのかなというふうに思うところです。

委員:もし、島外に灰を出すとなっても最終処分場は、必ずつくらなければいけないということですね。

事務局:はい、今の処分場で県にどのような手続を踏めば、新しくできる焼却施設の灰を入れられるんですかといった話はしておりますので、今のところ新しくつくるとするのは町も考えてはいないところです。県との話の中でどういう結果になるかを踏まえて必要があればそういう検討もしていく必要があるのかなと思っております。

委員長:はい。

委員:すいません、先ほどから話が上がっている段ボールとかも燃やすとなると、尚、最終処分場というか、最後に残る灰がまた増えてくると思うんですけど。そこまで、燃やすかどうかまで、まず考えて最終処分場の検討に入るのか。南種子さんとかはリサイクルがすごく進んで、最終処分場に入れる灰はすごく少なくて、何年も、最終処分場がまだまだ使えるような状態だって言われてたんですが、もし、その施設をつくって燃やすものが増えて灰が増えて、最終処分場がやっぱり足りないとかって、もしかしてならないかなっていうのもちょっと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局:はい。当然燃やすものがふえますと、その灰がふえていきます。ですので、ちょっと最初のほうでお話をさせてもらいましたが、リサイクルのほうにお金をかけていくという選択もありますし、燃やして灰処理のほうにお金をかけるという選択もありますので灰処理のほうも、最終処分場に入れるもの、また、島外に出すものっていう、二つの方法、両方の、二つの方法を同時に取り組みながら、それにしていくということも出来ますので、すぐ最終処分場つくっていくということにはつながらないかもしれませんが、お金を使うという意味ではどっちのほうがいいのかということも皆さんの御意見をいろいろいただければと思います。

委員長:始良で灰を焼却灰レンガにしている。

事務局:灰を溶融している。

委員長:私が知ってる限り、埼玉県大宮しかなかった。当時九州にあるのを初めて見たんです。道路の舗装用に混ぜて使うのが、大宮にある施設、それからレンガとか、始良は作っていたよね玄関に並べていたよね。

委員:我々は、施設をどうするのかという課題を受けてるんですよね。それで最終に来て処理能力がこれでいいかという、今議論をしてますけど、先ほどから出てるその処分、最終処分場についても、基本的には既存のやつを使うということで、県に申請をやり直し、いうことなんでしょうけれども、未来永劫にわたって使えるわけもなしですね。そこら辺の敷地のことも含めて、今あるところにつくるんだという大きな課題もありますよね。だからそこら辺も含めて総合的に判断するべきでないかなということを感じています。この12トンで、先ほど委員がおっしゃる通りに、稼働時間を変えていくと、処理能力は、あるのかなあという気もしてますけど、リサイクルについては、従来どおり追求していくんだという答申が出ていますよね。そこら辺も含めて、どうするかという、また大きな課題があるんですが、どうしてもやっぱりここで、燃やさざるをえないということになれば、どうしても処理がふえてくる。それと先ほど問題になってる炭化物も含めて、燃やすということであれば、炭化物はカロリーの割には灰が出るということになってますよね。それも含めて、いわゆる最終処分場と絡めると、施設をどうするのかということであれば、リサイクルの部分で、どっかに持って行って土地に余裕を設けて、最終処分場も、究極は、もう一つぐらい造れる敷地にしてなくちゃいけないのかなというのが、そういうところの選択肢もあるのかなというふうに私は思います。やはりこの12トンで、専門的な人が行けるということなんでしょうけれども、いろいろな状況を踏まえると、若干、プラスアルファ能力があってもいいのかなあという気がしています。以上です。

委員長:今の、小さいのだけれど、最終処分場っていうのは何でつくったんですかね。不思議です。あそこに持ち込む灰はどこにも出ない、いま施設ではね。最終処分場があることに私不思議でたまらんかったんです。あれは。稼働してしばらくはもつんじゃない。今の状態で。

事務局:はい。量として、まだ余裕があるところではあるんですがそこは、先ほどお話ししました、県のほうに届け出をしなきゃいけないところがあってその調整をしていますので、どのぐらいもつとか、どれだけ入れるとかっていう、まだ、きちんと把握できてないところではあります。灰が出てくる量とかっていうのはまだ、はっきり言っているところではないので、ちょっとまだ検討の協議をしているところっていう部分になります。あともう一つの、土地の話につきましては、今の施設を中心に検討させていただきというお話をさせてもらいまして、皆様に見てもらいました。ちょっとこう丘になっている部分ですね、この前、建設課のほうにお願いしましてどのぐらいの土地がとれるのかっていうのを計算してもらいました。ただその土地はある程度とれるんでしょうけどその造成費用ですとか、そういったのを算出をしているところで、いろいろ案を比較できるようにと思ひまして、造成をすることで面積を確保してするのがいいのか、例えば今ある施設のリサイクル施設ですとか、炭化の施設を壊して、その処理自体を例えば民間ですとかのところにお願いをして、その間に建設をするのか。それが、どちらが費用的に1番いいのかですとかそういったのをちょっと比較できるように、今、準備をしているところです。ですので、そういったのを検討してですね、土地の部分については、皆様の御意見がいただければなというふうに思っています。

委員長:今、建設課で、測量してるっていうことですか。結論はいつ。

事務局: はい、一応測量といいますが、図面上で、どのぐらい面積がとれるというのは、一応数字はもらってはいるんですが、造成費用について、どのぐらいかかるのかっていうのをちょっとお願いしているところですので、また造成する場所も例えばこの皆さんに意見もらった丘の部分だけじゃなくて、ちょっと、ほかの部分でも造成して、面積とれるところはないかなっていうのも面積を出してもらおうようにしてお願いを今してるところですね、そういうのは全部出そろってですね、また、皆さんに検討していただければと思います。

委員長: 道を動かすわけね。

委員: すいません。今ごみの燃やす量を言ってるんですが、例えばですね、土木の構造物とかをつくる時には、安全率 1.2 っていうのがあります。それで設計をしたときに、1.2 で 1.2 っていう答えはないんです。1.5 とか 1.6 の施設をつくれます。ですので、私の考えでは、今 10 トン、12 トンというのがあるんだけど、それが、1.5 ぐらいのっていうのを考えてもらってちょっと大き目の量を考えたほうがいいんじゃないかなあとと思います。それと、最終処分場についてはこの島で限りなく処分しないと、例えば、他のところが、いや、だめだよとか言われたら、とてもじゃないけど、持って行くっちゃうのはできないので、島でなんとかする、自分たちで何とかするっていうふうな気持ちを持って、施設を取り組んでもらえばいいと思います。それと、12 トンで幾ら 14 トン幾らっていうその概算の工費なるべく早く出せばですね、施設に係るお金も、そんなに変わらなければ、おのずと答えは出てくるんじゃないかと思います。以上です。

委員長: はい。今の最終処分場としてできてる建物、機能的には大丈夫、満たしてるわけ、最終処分場としての。

事務局: はい、今、そこについて県のほうと話をし、確認をしているところです。焼却灰を入れるということですね、県のほうに確認をしているところです。

委員長: はい、ほかに。御意見ある方いらっしゃいませんか。はいどうぞ。

委員: 今大きい炉という話がたくさん出てたんですけども、炉が大きくなることによって、何か困ることはないのかなあと考えていまして、これから人口も減っていくでしょうし、世界的にはごみを減らしていこうという動きになっていくんじゃないかなと思ってます。炉を大きくすることによって、もっとごみが必要になって、ごみをいっぱい集めなきゃならないのは、どうなのかなって、思いました。

委員長: 炉が大きくなることによって。

委員: 炉が大きくなることによって。今、人口がだんだん減って来て、ごみを減らして行きましようと言う話が出てきているのに炉が大きいから時間を減らしたり出来るんでしょうけど、ごみが少なくて困ることは無いのかなと思ひまして。

委員長: 大きさによって、っていうのは。

事務局: 今、屋久島町さんが調べたので、1 日当たり 1.25 トンが、高温安定燃焼の 24 時間ずっと燃やすときの、大体、基準かなというのがありましたけれども、炉が大きくなるとどうしても、最初の立ち上げのときの燃料がたくさんいるとか、あるいは維持管理で、例えば耐火煉瓦の数が大きいので、一旦メンテをするときにも結構費用がかかるとか、そこら辺が出てくると思います。あと炉が大きくなるとどうしても、面積的に占めますので、床面積も増えるし、工事費も若干上がるのかなというのがありますけれども。だから、必要な

炉の大きさに若干余裕を持ってするのが今、大事じゃないかなと思うところです。余り大き過ぎても、やっぱり、いけないのかなと考えます。

委員長:はい。

委員:先ほどから出てます有価物として出せなくなってくると最終的にはやっぱり燃やすかリサイクルしかないのかなあっていうのを思うんですが、今、言われた大きな炉をつくることで、逆に1回の燃やす量とかが、逆にふやせるとなったときに、そこにかかわる従業員の数だったりとかが増えていくのかなとかそんなことをちょっと思ったりしたんですけれども、基本は本当にこう燃やすものを、もう、出せないとなったら、本当になるべく燃やすものを減らしていくしかないのかなって私たち住民たちの意識の中で、本当にこう、取り組んで、同時にこれと同時に取り組んでいけないといけないことじゃないかなあっていうのを、本当にひしひしと感じてます。リサイクルとか、洋服類に限っては、リサイクルできるものは島内でリサイクルできるものは、リサイクルしていったどこか受け入れるところがあってくれば、またそれも委託っていう形も、できるのかなと。それは、本当にこう、何か同時進行で。うん。検討の課題として、取り組んでいくことでないかなと思います。

委員長:はい。これ、事務局。

事務局:はい。今、いろいろな御意見を出してもらった中でですね、なかなかこう、将来の推計は出してはいますが、必ずこうだというのが見込みができないところで、皆様には大変難しい検討していただいていると思います。事務局のほうとしましてはもう、話をしました、おおむね何トンぐらいというのを本日出せればいいなと思ってはいるところではあるんですが、今の話をいろいろとお聞かせいただきますと、今後その有価物の段ボールとか、この量が推移するかどうかわからないところも、あるのはあるんですがちょっと多めに設定するのがいいのかもしれないなというふうにちょっと思うところではありました。12トンというのが今示してる算出される目安の数字ではあるんですが、これに例えば1トンふやしておくとかっていうのもですね、この委員会の方針として出すのかどうかっていうところになるのかなとは思いますが、この部分について、この12トンということも一つの目安として出していいですよっていう話になるのか、もう少しやはりこう増やして、1トンなり増やすけど間欠方式なので、最終的にはその処理能力、時間を延ばすことで対応できるから、多少は、有価物にならないから、2トン増やすとか3トン増やすとかという話でなくて、取りあえず1トン増やして処理能力という、処理時間の延長とかで対応できるよっていう、判断をしていただいでですね、委員会としての考え方は大体どのぐらいのトン数でいいんじゃないでしょうかっていうのは、示していただければ大変ありがたいなと思うところです。ちょっとまだ、いろいろ時間とってるところであるんですが、また皆様の御意見をいただきたいと思います。

委員長:はい。12トン、今提案されてる、12トン規模の炉でいいのか、少し多めにつくったらいいのかということ。

委員:今、間欠方式で、その時間延長すればいいという、それは結局また申請をして許可もらわないとできないわけですね。申請してすぐどのぐらいで許可が、仮に時間延長とした場合。

事務局:これは一般廃棄物、いわゆる市町村とか、一部事務組合とかいう団体が、県のほうに申

請して、届け出になりますので、そんなに日数はかかりません。いわゆる産業廃棄物の場合は、変更許可になるんですけども、一般廃棄物の場合は、変更届になりますので、届け出は中身を見て、審査して、受け入れは受理されますので、それほど時間はかかりませんと思います。

委員：委員会としては、今、出してるビニール類、紙類これは引き続き可能な限り外へ島外へっていう、方向で、意見統一を見ましたよね。

事務局：はい、委員会としての意見の統一はしてはないんですが、基本として廃棄物減量審議会のほうで出された答申というのを踏まえて、皆様には検討をしていただいたところですのでまた、皆様のほうのお話があって、やっぱりその最大量として、そういったものを見込んだほうがいいのかという話になれば実際の取り組みは今の現状の分別をきちんと守っていくんだけど、施設のことも、今後のことを思うと最大量としてここまで処理できるものを設定するのはいいんじゃないでしょうかっていう、やり方もあるのかなと思います。一応その処理申請についてといいますか、施設の申請としては、最大どのぐらいですよっていうような形でも問題ないということですね。

委員：よろしいですか。とりあえず、ある程度の数字を出して、実際、具体的な計画になったときには変更できるということですので、炉を長もちさせるためには、今のよう、持ち出しできるのであればしたほうがいい。でもこれはできない可能性も出て、場面も出てくるんじゃないかっていうことであれば、島内で全部処理をする形っていうことを考えると、大体、ちょっと多めにですね、14トンという数字は、とりあえずは数字としては、いいんじゃないかなというふうに、思います。

事務局：はい。それと、先ほど話がありました段ボール雑誌類を全量処理しようっていう話になった場合に先ほど出しました処理量は大体年間616トンあるみたいですが、段ボールと雑誌類、新聞紙も含まれてはいるんですが、その中で616トン年間で発生すると、これを間欠方式の稼働について253日で割りますと大体2.4トンぐらいの処理量になります。これを今出しています通常の処理量で9.06トンというのが出ていましたので、これと足すと、11.46トン、大体12トンぐらいの規模、通常のベースでみるということも、一つの判断材料になるのかなと思います。

委員：確か、少子化によって、人口も減ってくると思うんですけど。反面、高齢化によってですね、適切な分別がされるかという問題も出てくると思うんですけど、それにプラス、有価物として出せないとなれば、やっぱり島内処理が必要となってくると。それと、あと災害のときにどうするかということまで考えると、ある程度、予測できる量プラス、不測の事態が起きたときに、それが、処理できなきゃいけないというのは、どうしても考えとかなきゃいけないと思うんですよ。結局、小さくして、ランニングコスト、インシヤルコストを考えないといけないんですけど。小さくしていっぱい出てきたからまたつくりましょうかなんていうのはこれはできない話だと思うんですね。だからそれについてはある程度弾力的な施設っていうのはどうしても必要かと思うんですよ。以上です。

委員長：はい。排出量これは、予測どおりにはいかない。なので、最大限に出てきたときは、どのぐらいまで来るっていうのを予測はして、炉はつくつといたほうがいいのかと私は思う。莫大な金があるっていうのであれば別ですけどね。将来的に、よそがもう何も引き受けませんよ

ということもあり得るんですよ。何にも島から出せないということもあり得ないとは限らない。

事務局: すいません。今皆様からいただきました御意見に基づきますと処理量として、通常の処理量としては最大を見込んでおくと、ただ最大を見込むということになりますと実際その建設費用があがったりですとか、そういったものも出てくると思います。ですので、委員会としては、最大通常分が 12 トンなら 12 トン、それプラス災害部分を見て、処理量の、委員会として提示していただいて、それは実際今後基本設計をするですとか、国のほうとの交付金の交渉をする中で、国のほうからやっぱりその処理規模的には、もう少しこう、今の実情とあわせて算出したほうがいいんじゃないかっていう話が出たときには、もしかしたら減る可能性も出てくるということを含んでいただいて委員会としては今、お話のありました最大量を出すというような方向でもよろしいでしょうか。

委員長: はい、委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。通常 12 トン。

事務局: 計算しますと 12 トンほど見てプラス災害分 2 トンを見ますと 14 トン。1 日 14 トン処理できる炉が最大ではないだろうかと思います。

委員: 今説明がありましたとおり、一応今日は数字を出してくださいってことです。後で変更がきくんですよ。

事務局: はい。

委員: とりあえず今言われたように、14 トンで一応出していただいて、今後またいろんな意見が出て減ることもあるだろうし、そういった形で僕はいいと思います。

委員長: はい、皆さんいかがですか。

委員: はい。事務局のほうも、今日のこの資料のほうには段ボールとか雑誌類のほうは載っていないということで、あと炭化物のほうとかも載っていないということで、ちょっと資料の見方がよくわかんなくてあちこちになっちゃって、はい、委員が言われたとおりに、今日は一旦数字を出しておいて、またそういう細かい数字も出てきてからまた変更とかも、考えられると思うので、でもその 12 トンが 14 トンになってると、施設をつくる金額とか、あと施設の広さがどうなるんだろうっていうのはちょっとあるんですけど。そこら辺がそんなに大きさも 2 トンぐらいだったらそんなに施設の場所もそんなに変わらず、金額的にもそこまで変わらないっていうでしたらちょっと多めの 14 トンではいいと思います。

委員長: 皆さんいかがですか、14 トンでとりあえず申請をしてもらおうということの意見が多いようですが、よろしいですか。

委員: はい。(の声多数)

委員長: はい、委員会のほうの、そういうことになりましたので。

事務局: はい。ありがとうございます。では、当事務局のほうで、今から国のほうに提出します計画の中では施設能力は 1 日あたり 14 トンということで、今のところ出させていただきます。また皆様の今後の話の中で、いろいろと修正等が加わったときにはそれは変更かけていくということで、していきたいと思います。ですので今 14 トンが出ましたので、14 トンの規模ということでその広さですとか、そういったものをまた、算定といいますかちょっといろいろと、色々なところに聞ければそのほかの施設も 14 トン規模の施設というのを引っ張り出して見て、そこはどういう状況なのかというのも、いろいろまた資料つくって

きたいと思います。皆様ありがとうございます。

委員長: それでは、そちらのほうから何か。あるんでしたら。

事務局: はい。今、御検討いただいた、その他の部分ですね。私のほうからは、まず、今、決定させていただいたことにつきまして、循環型地域社会計画のほうに盛り込みまして、県のほうに、提出をしていきたいというふうに思っております。

◎本委員会における会議内容の公開について、委員全員で検討を行い、方針を定めましたのでお知らせします。

(委員意見)

- ・委員会内で出された発言は全て会議録に掲載し、公開してほしい
- ・委員会の議事内容に沿った発言だけを記録すればいいのではないか

(方針)

委員会は、基本的に傍聴の受入を行い、公開しています。その上で、委員会での会議内容は、

- ①議事の要点をまとめた「議事要旨」
- ②議事についてどのように協議がなされたかわかるように、内容に沿った発言を記録した「議事概要」
- ③屋久島町情報公開条例に基づき取り扱う詳細な「会議録」

という3つの方法で公開を行います。